

中央エコアクト(家庭用)及び家庭の省エネ「見える化」の変更

中央区エコアクト(二酸化炭素排出抑制システム)「家庭用」及び省エネ「見える化」については、各家庭での省エネのきっかけづくりや省エネ効果を実感してもらうことで、継続的な省エネ活動を促進するものである。

今般、さらなる普及・啓発を図るため、平成27年度から以下のとおり、内容を変更した。

1. 中央エコアクト(家庭用)の変更について

内容	改正前	改正後	改正理由
取組期間	2か月	1か月	HPやイベントなどでPRしているが、取組期間が2か月では長いという声が多くあり、より気軽に取組めるようにするため変更した。
環境検定	あり	なし	内容が難しいという声があり、また、CO2排出量の削減に直接関係しないため。
報告書の作成	なし	あり	環境配慮活動をした場合の取組効果を前年同期間の電気・都市ガス使用量と比較し、検証するため。
認証特典の変更	エコ・アクション・ポイント	環境配慮商品(エコグッズ)	エコ・アクション・ポイント事業を行っていた業者が撤退し、引継ぐ業者が関西中心に事業を展開するなど、従前どおりの事業継続が困難となったため見直しを図った。
再申請	認証期間中でも可	認証期間が切れるまで不可	認証特典を目的とした申込みを防止し制度の趣旨に沿わせるため。

2. 中央区家庭の省エネ「見える化」(省エネナビ貸与事業)の変更について

内容	改正前	改正後	改正理由
対象者の変更	中央エコアクトに参加している区民	区民	省エネナビの貸出を中央エコアクト参加者に限定していたが、対象者の拡大を行うことで、広く「見える化」を図るため。
申請要件確認方法	中央エコアクト登録時に確認	本人確認書類によりその場で確認	その場で確認し貸し出すことで、申請者の申込手続きを簡略化するため。
設置・撤去の方法	区が委託する業者が行う	申請者が行う	申請者と業者との連絡等煩雑な手続きを解消するため。(専門知識のない者でも設置・撤去はできるが、要望があれば、職員が対応する)